破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５８８号
新潟市西蒲区㊢229番地11
債務者　眞田眞優美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号
秋田県横手市横山町７番28号　Mコーポラス203号
債務者　村上弥素三
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１７７号
岐阜県不破郡垂井町宮代301番地の４
債務者　酒井しのぶ
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
北海道茅部郡森町字常盤町128番地
債務者　青沼惠美子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
岐阜県不破郡垂井町梅谷439番地
債務者　衣斐　則義
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台30番６号
債務者　小林　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１１０号
三重県志摩市志摩町片田746番地
債務者　平賀　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
三重県伊勢市小俣町本町864番地１
債務者　天野　英司
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
千葉県印西市小倉台２丁目２番地１棟214号
債務者　菅原　梨恵
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７０８号
愛知県刈谷市小山町２丁目２番地16　ハウスビアン205号
債務者　木原　由美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３２号
愛知県岡崎市東明大寺町８番地12　ファミール竜美ケ丘Ｂ－３
債務者　伊澤　嘉浩
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
滋賀県米原市番場857番地、住民票上の住所滋賀県彦根市西今町137番地
債務者　勢田　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
岡山県倉敷市福田町古新田1232番地４　三宅コーポ202号室
債務者　大久保リカ（旧姓子安）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
鹿児島県姶良市東餅田3799番地５
債務者　高木　界二
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
鹿児島県姶良市平松7281番地27
債務者　鬼塚　友美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
北海道旭川市神楽３条11丁目２番６号
債務者　近藤　千里（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２１号
北海道旭川市豊岡７条７丁目７番１号　７．７コーポ
債務者　高橋美津子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部